

# 足立区立花保中学校 PTA 会則

昭和54年7月28日 制定

昭和58年5月28日一部改正

平成元年5月13日一部改正

平成6年5月7日一部改正

平成13年5月19日一部改正

平成19年11月12日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年5月9日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

## 第1章 総 則

- 第1条(名 称) 本会は足立区立花保中学校 PTA と称する。
- 第2条(事務所) 本会は事務所を足立区立花保中学校内に置く。
- 第3条(会 員) 本会は生徒の父母（またはこれに代わる者）と教職員をもって会員とする。
- 第4条(方 針) 本会は教育を本旨とした民主団体であって他のいかなる団体にも干渉されない。
- 第5条(目 的) 本会は父母と教職員が一体となって、本校教育を振興し、生徒の健康福祉の増進を図り、あわせて会員相互の親睦を深め教養を高めることをもって目的とする。

## 第2章 事 業

- 第6条(内 容) 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 学校教育の振興に関すること。
  - (2) 学校の教育的環境の整備に関すること。
  - (3) 家庭教育・社会教育の振興に関すること。
  - (4) 生徒の福祉増進に関すること。
  - (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 運営機関

第7条(会議) 本会の事業目的達成のため、次の運営機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 運営委員会
- (4) 学級・学年委員会
- (5) 専門委員会

第8条(総会) 総会の機構ならびに任務は次のとおりとする。

- (1) 総会は本会の最高議決機関であって、毎年年度はじめに開催する。
- (2) 運営委員会が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の要請があったときは臨時総会を開催する。
- (3) 総会は全会員をもって構成し、会員の3分の1以上(委任状を含む)をもって成立する。
- (4) 総会で議長を選出し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
- (5) 総会は役員を選任、決算の承認、事業報告、予算その他重要事項を審議し、議決する。
- (6) 未曾有の事態(自然災害や感染症の拡大等)で本会員の招集が困難な場合に限り、本部役員の2分の1以上(委任状を含む)をもって成立する。

第9条(委員総会) 委員総会の構成ならびに任務は次のとおりとする。

- (1) 委員総会は役員及び各学級より選出された委員5名(学年委員2・専門委員3)と教職員をもって構成する。
- (2) 委員総会は総会につぐ議決機関であって、予算・決算を審議し、その他重要事項について審議決定する。
- (3) 委員総会は会長が召集し、議長は委員総会で選出する。

第10条(運営委員会) 運営委員会の構成ならびに任務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査、各正副専門委員長、各正副学年委員長、校長、副校長によって構成する。
- (2) 運営委員会は本会の企画と執行の機関であって、その任務は次のとおりとする。
  - ① 総会、委員総会の議決事項について企画運営にあたる。
  - ② 緊急重要事項を執行したときは次の総会、委員総会の承認を得る。
  - ③ 各種委員会で立案された事業計画を審議する。
  - ④ 総会、各委員会に提出する議案書その他を作成する。

第 11 条（学級・学年委員会）学級・学年委員会の構成ならびに任務は次のとおりとする。

- （1）学級委員会は各学級の委員で構成し、互選により委員長を選出する。
- （2）学年委員会は各学年の学級委員と教職員で構成し、委員長(父母)、副委員長（父母、教職員）を選出する。
- （3）学級・学年委員会は主として学級・学年単位の活動を推進し、必要に応じ、学級・学年集会等の企画運営にあたる。

第 12 条（専門委員会） 専門委員会の種類、構成ならびに運営は次のとおりとする。

- （1）専門委員会は成人教育、広報調査、校外生活指導、の各委員会とする。
- （2）専門委員会は各専門委員と教職員で構成し、委員長(父母)、副委員長（父母、教職員）を選出する。
- （3）各委員会の事業計画は運営委員会の承認を得て、委員総会に報告する。
- （4）委員長は会を招集し、議長となる。

## 第 4 章 役 員

第 13 条(役 員) 本会の役員は次のとおりとする。

- （1）会 長 1 名(父母)
- （2）副会長 若干名(内教職員 1)
- （3）書記 若干名(内教職員 1)
- （4）会計 若干名(内教職員 1)
- （5）会計監査 若干名(父母)

第 14 条(役員を選出) 会長、副会長、書記、会計、会計監査は役員候補者推薦委員会が候補者名をあげ、総会で決定する。

- （1）役員候補者推薦委員会は、次のとおり選出された委員をもって構成する。
  - ① 父母の推薦委員は各学級から 1 名選出する。
  - ② 現役員の推薦委員は互選により 2 名選出する。
  - ③ 教職員の推薦委員は互選により 2 名選出する。
  - ④ 推薦委員会の委員長は互選により決定する。
- （2）役員の任期は 1 ヶ年とする。但し再任をさまたげない。
- （3）本会には顧問、相談役をおくことができる。これらは運営委員会で推薦し、会長が委嘱する。

## 第 15 条(役員の任務)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は各会議の議事を記録し、諸事務にあたる。
- (4) 会計は本会の経理を掌理する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。

# 第 5 章 会 計

第 16 条(会費) 本会の経費は 1 世帯につき年額 3, 5 0 0 円(保険料 300 円を含む)をもってこれにあたる。但し事情により減免することができる。なお必要があるときは、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。尚、転出に關しての会費は、返金をしないものとする。

第 1 7 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 8 条 (会計処理) 本会の会計処理は別に定める会計規定による。

# 付 則

第 1 9 条 本会則の定めていない事項は、その都度総会で決定する。

第 2 0 条 本会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

第 2 1 条 本会に事務職員をおくことができる。その任務、処遇については運営委員会で審議し、決定する。

第 2 2 条 本会に慶弔、見舞いを次のように定める。

### (1) 教職員関係

①結婚祝い 5,000 円

②死亡弔慰 3,000 円

(ただし、教職員の一等親の親、配偶者、子で同一家族)

### (2) 保護者、児童関係

①死亡弔慰 5,000 円

(保護者、児童)

(3) その他、特別な事案は役員会で決定後、運営委員会にて報告する。

第 2 3 条 本会則は昭和 5 4 年 4 月 1 日より実施する。

第24条（個人情報の取り扱い）

本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第25条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会において改正する。

第26条 この規約は平成29年4月1日から施行する。

第27条（会費）

転入に関しての会費は、転入月を200円とし、月毎300円を徴収する。

第28条 この規約は平成30年4月1日から施行する。